

# 硫黄島からの遺骨帰還プラン

平成 23 年 11 月 25 日

硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム

## 1. はじめに

- 戦没者の遺骨帰還は「国の責務」であり、悲惨な歴史を繰り返さないためにも、全ての戦域で進めることが必要である。とりわけ、硫黄島は日本の領土であり、自衛隊が駐屯しているにもかかわらず、戦後 66 年経過した現在でも約 6 割の約 1 万 2 千柱の御遺骨が未帰還で、これは国内最多数である。
- そのため、政府一体となって硫黄島の遺骨帰還等に取り組むべく、菅前内閣総理大臣の指示により、平成 22 年 8 月 10 日付けで硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム（以下「特命チーム」という。）が設置された。
- 特命チームでは、米国国立公文書館等で資料調査を行い、その結果得られた 2 か所の集団埋葬地から、近年例にない 815 柱の御遺骨を収容することができた。（平成 22 年度はこれを含め 822 柱を収容）
- また、特命チームは、平成 22 年 8 月 26 日に「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム中間取りまとめ」を決定し、その中で、今後の進め方として「計画性のある遺骨帰還プランを作成する」ことにしたところである。

## 2. 遺骨帰還プランの位置付け、期間等

- この遺骨帰還プランは、上記中間取りまとめを踏まえ、米国での資料調査を含め、徹底した情報収集を行い、特命チームを中心に政府部内の意思を統一し、計画的に硫黄島からの遺骨帰還を推進するため策定するものである。
- 遺骨帰還プランでは、平成 25 年度までの 3 カ年の集中実施期間での政府の取組方針及び各年度の取組について具体的に定める。
- 遺骨帰還プランの実施に当たっては、硫黄島に係る遺族団体等との連携確保に努める。
- 特命チームは、前年度の実施状況を踏まえ、遺骨帰還プランの見直しを行う。

## 3. 集中実施期間の取組方針

### (1) 徹底した米国資料の分析等

- 厚生労働省は、外務省の支援を受けつつ、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局

(DPMO) の協力を得て、民間業者を活用して、以下の資料館に保存されている埋葬地、病院、壕、戦闘記録等の資料を集中的に調査・分析する（2年程度）。

外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。

- ・硫黄島に関する米国部隊の行動記録等、約 600 箱（約 40 万ページ）分の情報が保存されている米国国立公文書館
- ・太平洋地域での海兵隊戦闘資料が保存されている海兵隊資料館
- ・戦後滑走路拡張工事を担った米海軍設営隊の資料が保存されている米海軍基地資料館

- 厚生労働省は、過去に実施した遺骨帰還実施報告書に記載された収容地点や防衛省防衛研究所発行の「戦史叢書」に記載されている戦没者の状況等国内の資料についても、民間業者、GPS 等を活用し、調査・分析する。

## (2) 面的調査の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、硫黄島の面積に応じて概ね 30 区分に分割し、原則毎年 10 区分を対象に調査を行う。各区分について、米国資料調査結果及び日本側収容実績等との分析による埋葬地情報に基づき、間隔を定めて地表面の踏査及び筋堀を行う。また、踏査の結果を踏まえ、空洞調査等科学的方法による御遺骨・壕の調査を実施する。  
調査の結果、発見された壕等の掘削を行う。  
また、面的調査の結果を位置情報を含め記録する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・厚生労働省職員、民間業者従業員、重機、物資の輸送支援
  - ・燃料の有償支援
  - ・厚生労働省職員、民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
  - ・不発弾の処理及びガス検知支援
- なお、滑走路下の遺骨収容は、まずは厚生労働省が外務省の支援を受けつつ、米海軍基地資料館等で資料調査を行うことにより御遺骨の存在の可能性を確認するとともに、防衛省が御遺骨・壕の存否を確認する科学的手法についての検討等を行う。外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。

## (3) 遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、面的調査の実施により発見された御遺骨を収容するため、遺族・若者等のボランティアや NPO 等の協力を得た遺骨帰還団を通年にわたり派遣する。派遣に当たっては、将来の指導者層として厚生労働省が直接公募するほか、参加団体を通じた一般からも募集を行う。若者が参加しやすい夏期・春期には募集するボランティアを増員する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・厚生労働省職員、遺骨帰還団員、収容された御遺骨、物資の輸送支援

- ・燃料の有償支援
- ・厚生労働省職員、遺骨帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
- ・在島自衛官による支援
- ・不発弾の処理及びガス検知支援
- ・重機・オペレーターによる支援

○ 収容された御遺骨は、硫黄島にある仮安置所に安置し、各年度末に送還する。

#### (4) その他

- 硫黄島からの生還者や遺族の証言等を記録し、その情報を遺骨帰還に活用するとともに、後世代に伝承する。
- 特命チームは、面的調査及び遺骨収容の結果等を随時官邸のホームページ等に掲載し、公表する。
- 関係省庁は、それぞれの任務を踏まえつつ、最大限、本プランの実施に当たるものとする。

## 4. 平成23年度の取組

集中実施期間のうち、平成23年度には、以下の取組を実施する。

### (1) 徹底した米国資料の分析等

- 厚生労働省は、外務省の支援を受けつつ、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(DPMO)の協力を得て、民間業者を活用し、米国国立公文書館及び米海軍基地資料館に保存されている埋葬地、病院、壕、戦闘記録等の資料を集中的に調査・分析する。  
外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。
- 厚生労働省は、過去に実施した遺骨帰還実施報告書に記載された収容地点や防衛省防衛研究所発行の「戦史叢書」に記載されている戦没者の状況等国内の資料についても、民間業者、GPS等を活用し調査・分析する。

### (2) 面的調査の実施

- 東日本大震災を受け、自衛隊の災害派遣に伴い、大規模な渡島手段の確保が困難であったことから、今年度は硫黄島における実施体制が整い次第実施する。
- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、2区分について、米国資料調査結果及び日本側収容実績等との分析による埋葬地情報に基づき、間隔を定めて地表面の踏査及び筋堀を行う。また、踏査の結果を踏ま

え、空洞調査等科学的方法による御遺骨・壕の調査を実施する。  
調査の結果、発見された壕等の掘削を行う。  
また、面的調査の結果を位置情報を含め記録する。

- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・ 厚生労働省職員、民間業者従業員、重機、物資の輸送支援
  - ・ 燃料の有償支援
  - ・ 厚生労働省職員、民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
  - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援
  
- 滑走路下の遺骨収容については、厚生労働省は、外務省の支援を受けつつ、米国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPMO）の協力を得て、民間業者を活用して、戦後滑走路拡張工事を担った米海軍設営隊の資料が保存されている米海軍基地資料館等の資料を調査・分析する。防衛省は御遺骨・壕の存否を確認する科学的手法についての検討を行う。  
外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。

### （３） 遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、延期された夏期の派遣について、本年 11 月末に御遺族・若者等のボランティアや NPO 等による遺骨帰還団を派遣し、昨年度に集団埋葬地と確認された滑走路西側付近を実施する。遺骨帰還団の規模は 50 人規模とする。また、春期の派遣については、遺骨収容の進捗状況を踏まえ、検討する。
  
- 面的調査により発見された御遺骨の収容のため、通年行うこととしている遺骨帰還団を 2 月以降派遣する。
  
- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・ 厚生労働省職員、遺骨帰還団員、収容された御遺骨、物資の輸送支援。
  - ・ 厚生労働省職員、遺骨帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
  - ・ 在島自衛官による支援
  - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援
  
- 収容された御遺骨は、硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。

### （４） その他

- 硫黄島からの生還者や遺族をはじめとした硫黄島関係者から当時の状況等についての証言等を記録し、映像資料を制作する。また、映像資料をホームページへの掲載等により公表する。
  
- 特命チームは、平成 23 年度の面的調査及び遺骨収容の結果等を官邸のホームページ等に掲載し、公表する。